



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 「標準報酬決定通知書」を送付します2
- スマホ&マイナンバーカードがあると便利です！3
- 令和4年度
被扶養者資格再確認のご協力をお願い4
- すぐに受診することをおすすめします！5
- お薬の新しい受け取り方はじまりました6
- 社労士通信 vol.157
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ8
- 10月・11月の年金出張相談所日程8

「遠野ジングスカンの愉しみ。」
 もう何年になるだろう...記憶。
 遠野で有名なお店の野外セットで
 地域自慢のジングスカンを楽しんだ。
 食材と共に屋外で楽しむための
 バケツコンロセットを借り出し
 歩いてすぐの早瀬川河川敷で
 家族4人ワイワイ過ごした思い出。
 今のご時世だからこそ
 こんなサービスが家族連れには
 ありがたいものです。
 今度は孫たちを連れて
 楽しんでみたいと思う遠野です。



●職場内で回覧しましょう！

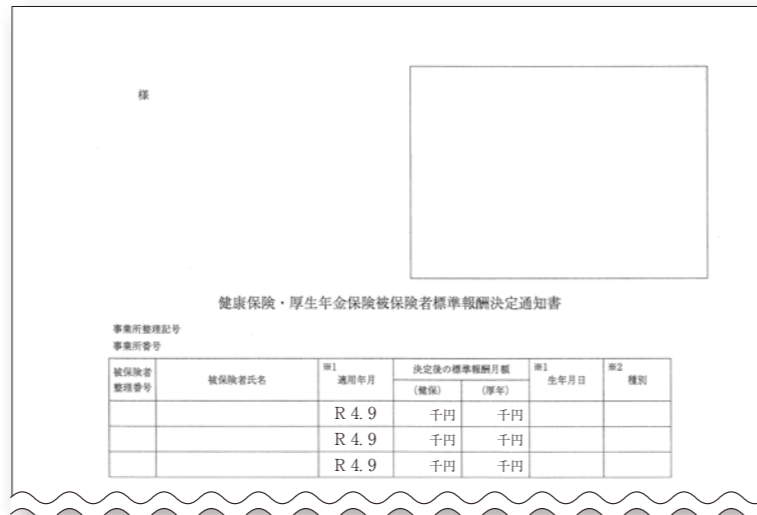
一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

「標準報酬決定通知書」を送付します

算定基礎届により決定された、各被保険者の新しい標準報酬月額をお知らせする「標準報酬決定通知書」を送付します。

給与明細書等に記載するなどして、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き取り分及び事業主負担分と合致するかご確認ください。不一致の際には年金事務所までお問合せください。



被保険者 整理番号	被保険者氏名	第1 適用年月	決定後の標準報酬月額		第1 生年月日	第2 種別
			(健康)	(厚生)		
		R 4. 9	千円	千円		
		R 4. 9	千円	千円		
		R 4. 9	千円	千円		

※電子申請の際に電子通知書を希望された事業所様へは、個人単位の通知書データとなりますが、複数名単位の一覧表形式を御希望の場合には、変換ファイルを日本年金機構のHPに掲載しておりますので御利用ください。

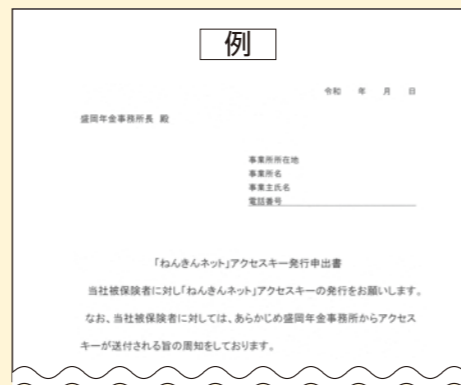
自宅で「ねんきんネット」はじめませんか？

- ◎ご自身の年金記録の確認…………… これまでの厚生年金加入履歴をはじめ、標準報酬月額や標準賞与額、国民年金の記録などが確認できます。
- ◎電子版「ねんきん定期便」の閲覧…………… 紙の「ねんきん定期便」と同じ年金記録を1か月程度早く閲覧できます。
※ダウンロードも可能
- ◎将来の年金見込額の試算…………… 働きながら年金を受け取る場合や、受給開始を遅らせる場合など各種条件に合わせた試算ができます。
- ◎届書を簡単作成…………… 公的年金等の源泉徴収票などの再交付申請等、簡単に作成・印刷ができます。

「アクセスキー」があればご利用登録はカンタン！

「アクセスキー」とは？

- ◎「ねんきんネット」のユーザIDを即時発行するための認証キー(17桁の番号)です。
- ◎「アクセスキー」は、「ねんきん定期便」等に記載されているほか、年金事務所でも発行することができます。
- ◎「アクセスキー」の発行については、従業員が記入した「申込書」を事業主がとりまとめて年金事務所に一括提出する方法や、**事業主からのアクセスキー発行に関する申出書の提出**をもって事業所の従業員全員に発行することも可能です。




スマホ&マイナンバーカードがあると便利です！

マイナンバーカードにスマートフォンをかざすだけで簡単にログインできます！

■スマートフォンでの初回利用登録の流れ

マイナポータルにログイン

 ログイン をクリック



←マイナポータルはこちらから
<https://myna.go.jp>

- ① 「初めての方 利用者登録」をクリック
- ② 使用する端末から「スマートフォン」を選択
- ③ ログインに使用するマイナポータルアプリをダウンロード
- ④ 「利用者登録/ログイン」を選択
- ⑤ ご自身で設定した数字4桁の暗証番号を入力
- ⑥ マイナンバーカードにスマートフォンをかざして読み取り
- ⑦ マイナポータルにログインが完了!



お手元にご用意するもの



マイナンバーカード

(例) 1 2 3 4

ご自身で設定した
数字4桁の暗証番号
利用者証明用電子証明書パスワード

ねんきんネットの初回利用登録

- ① マイナポータルサイトのトップ画面「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る(ねんきんネット)」を選択
- ② 「メールアドレスの登録/変更」から登録メールアドレスを入力
- ③ 「日本年金機構からのお知らせメールの配信希望」を選択
- ④ ねんきんネットの初回利用登録が完了!



初回利用登録の完了後、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用できます！

ご注意

- ※マイナポータルからねんきんネットへつなぐ場合の初回利用登録の時間帯は、平日8時から23時までです。時間帯によっては、つながるまでにお時間を要する場合があります。
- ※基礎年金番号をお持ちでない方等、一部ご利用できない場合があります。

人生100年時代の「プラス年金」 まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



事業主・加入者のみなさまへ

令和4年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、**加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度の予定

■確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者

※再確認の必要がない場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

■送付時期

令和4年10月上旬から10月下旬

■提出期限

令和4年11月30日(水)

■添付書類について

下記に該当する場合、被扶養者現況申立書と、事実を証明する以下の書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は不要)
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

■扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、同封の返信用封筒にて郵送願います。

■令和3年度の実績

- 扶養解除者数 約7.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約9億円

▼申請書様式変更のお知らせ▼

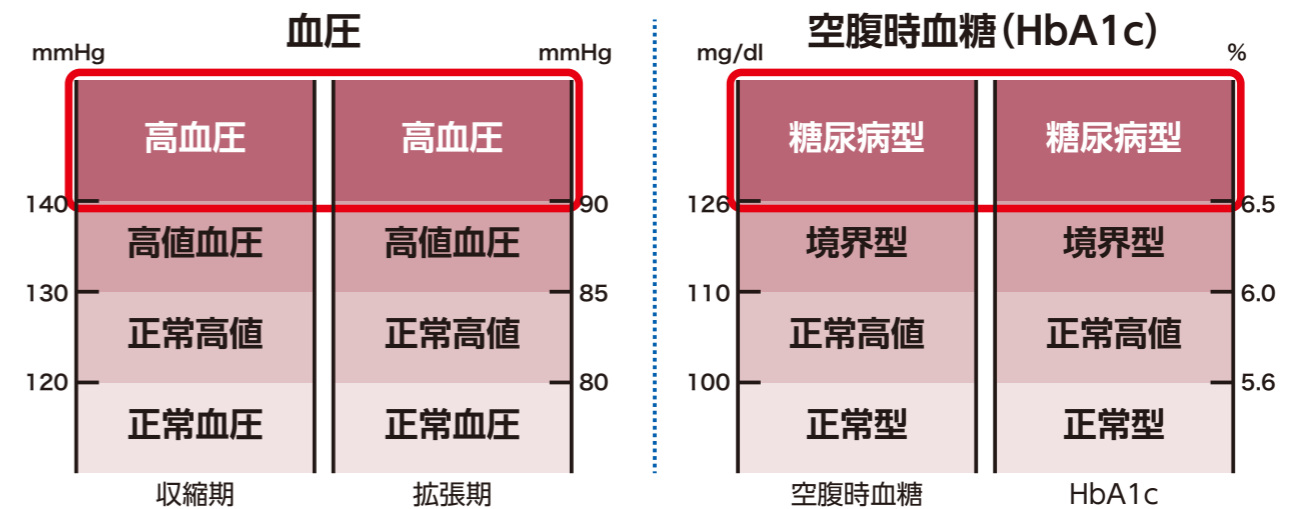
令和5年1月より、迅速な審査の実施と分かりやすく記入しやすい様式とすることを目的に、協会けんぽの申請書・届出書の様式を変更いたします。新様式の書類は、令和4年11月以降に協会のホームページからのダウンロード、または支部への郵送の依頼をいただくことにより、入手可能となります。

お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

！ すぐに受診することをおすすめします！

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の結果で、血圧値・血糖値が「要治療」または「要精密検査」と判定された方々へ、早期に受診していただくための案内を送付しております。

下表の赤線で囲まれた部分に該当する方は「要治療」「要精密検査」と判定されます。



血圧や血糖値が高い状態を放置すると、脳卒中や心筋梗塞、腎症などの重篤な疾患を引き起こす可能性があります。

重篤な疾病の発症予防を目的として、早期受診のご案内を送付しておりますので、案内が届いた方は早めに医療機関を受診いただきますようお願いいたします。

なお、外部委託事業者(株式会社「EPファーマライン」)の看護師もしくは保健師より、勤務先へお電話させていただく場合がございます。詳しくは届いた案内をご確認ください。

お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

岩手支部における主な健康保険申請書処理の所要日数について

各種申請書の受付からお支払いまでの所要日数についてホームページにまとめておりますので、ご利用ください。

<ホームページ一部抜粋>

申請書の種類	協会けんぽ受付後、お支払い・お届けまでの所要日数	送付されるもの	送付先
被保険者証再交付申請書	およそ1週間~10日	被保険者証	事業所加入者：事業所 任意継続：被保険者
限度額適用認定申請書		限度額適用認定証	被保険者または 指定送付先
傷病手当金支給申請書・出産手当金支給申請書 出産育児一時金支給申請書・埋葬料(費)支給申請書	2週間以内	決定通知書	被保険者および 受取代理人

※申請書に不備がない場合の目安の日数となります。

お薬の新しい受け取り方 はじまりました



- **国の制度**として、令和4年4月から「リフィル処方せん」が導入されました
- 例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいて病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と**医師が判断した場合**が対象です
- 医療機関で処方せんを毎回もらわず、**同じ処方せん**を薬局で最大3回まで**繰り返し使用**できる仕組みです。くわしくは、医師にお聞きください

投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません

特設サイトをご覧ください



社長 年次有給休暇の5日消化と聞いて3年経つけど、これは従業員全員だよな？ 結構消化させるのが厳しいよ～。

社労士 はい、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。時季指定は就業規則に記載しなければならないので、就業規則の見直しをサポートさせていただきましたね。今回は確実な取得のための方法をご紹介しますね。

■方法1=基準日(※年次有給休暇を付与する日)に年次有給休暇取得計画表を作成する。

労働者が職場の上司や同僚に気兼ねなく年次有給休暇を取得するため、職場で年次有給休暇取得計画表を作成し、労働者ごとの休暇取得予定を明示します。これにより、職場内において取得時季の調整がしやすくなります。

■方法2=使用者からの時季指定を行う。

基準日から一定期間が経過したタイミング(半年後など)で年次有給休暇の請求・取得日数が5日未満となっている労働者に対して、使用者から時季指定をする。これにより、労働者からの年次有給休暇の請求を妨げず、かつ効率的な管理を行うことができます。

■方法3=年次有給休暇の計画的付与制度(計画年休)を活用する。

計画年休は、就業規則による規定と労使協定の締結が前提ですが、前もって計画的に休暇取得日を割り振るため、労働者はためらいを感じることなく年次有給休暇を取得することができます。計画的付与制度で取得した年次有給休暇も5日取得義務化の5日としてカウントされます。これにより、使用者は労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。労働者は、ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。



社長 なるほど、わが社に合った方法で進めれば良いということだね。

社労士 はい、簡単なお説明となりましたが実際の運用及び手続き等については、社労士へご相談下さい。



ささいな事でもお気軽にどうぞ！

詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

会費の口座振替について

5月にご案内しました会費納入について、ご協力いただき大変ありがとうございます。

さて、すでにご案内のとおり令和5年度より会費の納入について口座振替を導入することとしましたが、先般FAXにより「希望あり」と返信いただいた会員の皆様については「口座振替依頼書」を同封しました。なお、「希望なし」あるいはFAX未回答で口座振替を希望される場合は、会費納入の御案内に同封しました「回答書」を送信いただくか当協会までご連絡をお願いします。

- ◎口座振替にあたり別途手数料等は発生しません。
- ◎振替日は毎年7月4日となります。
- ◎請求書、見積書を送付いたします。

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、下記により当協会までご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな		
事業所名		
所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
電話	<input type="text"/>	<input type="text"/>

年金出張相談所

会場	10月	11月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	13(木)	7(月)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	19(水)	16(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	26(水)	11月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	10月はお休みです	24(木)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	20(木)	11月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	27(木)	24(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	10月はお休みです	10(木)	10:00~15:30
宮古	奥州市役所(江刺総合支所)	6(木)	11月はお休みです	10:00~15:30
花巻	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	20(木)	17(木)	10:00~15:30
	遠野市役所本庁舎3階	6(木)	10(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	12(水)	10(木)	10:30~16:00
		28(金)	24(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

[自動音声案内番号]

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。